公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公告します。

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．公告件名：アルメニア国防災分野における情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

２．競争に付する事項：入札説明書第１章１．のとおり

３．競争参加資格：入札説明書第１章３．のとおり

４．契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第１章２．及び６．のとおり

６．開札日時及び場所：
入札説明書第１章９．のとおり

７．その他：入札説明書のとおり

入札説明書
【一般競争入札（総合評価落札方式 -ランプサム型 ）】

業務名称： アルメニア国防災分野における情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00720

【内容構成】

第１章　入札の手続き
第２章　特記仕様書
第３章　技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第１章　入札の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：アルメニア国防災分野における情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）[1]

（４）契約履行期間（予定）：2026 年 12 月から 2027 年 7 月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）部分払の設定

本契約については、部分払を想定しておりません。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

東・中央アジア部　中央アジア・コーカサス課

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 10 月 13 日まで
2	入札説明書に対する質問	2026 年 10 月 15 日　12 時まで
3	質問への回答	2026 年 10 月 20 日まで

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 10 月 26 日　12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 11 月 10 日 14 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで（申込先：https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４． 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント

等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト　PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・第３章　技術提案書作成要領に記載の配付資料

５．入札説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）日程参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/tD0mmYZcEs

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

１）上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

２）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

（３）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の２営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

（URL: https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

６．入札書・技術提案書の提出

（１）提出期限：上記２．（３）日程参照

（２）提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

（３）提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

１）技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（ＰＤＦ）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

２）入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２.（３）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

３）別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の２営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記２．選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICA にて責任をもって削除します。

８．入札書

（１）入札価格の評価は、「第２章　特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税１０％が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

（２）競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

（３）競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

（４）入札保証金は免除します。

（５）入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

１）競争に参加する資格を有しない者のした入札

２）入札書の提出期限後に到着した入札

３）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

４）明らかに連合によると認められる入札

５）同一競争参加者による複数の入札

６）条件が付されている入札

７）定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札

８）その他入札に関する条件に違反した入札

９．入札執行の日時、手順等

（１）日時：上記２.（３）日程参照

（２）入札会の手順

１）開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

２）再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）

には、再入札を実施します。詳細は下記（３）のとおりです。

３）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。[2]

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

１０．落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、**配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。**

（２）技術評価の方法

「第３章　技術提案書作成要領」の別紙３「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

[2] この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

（３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：(最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N)：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（４）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3

（５）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が２者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

１）技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと

２）入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること

３）当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

１１．契約書作成及び締結

（１）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。

（２）速やかに契約書を作成し締結します。

（３）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

１２．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙１の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 調査の背景・経緯

アルメニア共和国（以下「アルメニア」という。）は、国土の大部分が山岳地帯であり、活断層が多く、地震、地すべり、洪水、土石流等の自然災害リスクを抱えている。特に、同国はアルプス・ヒマラヤ造山帯に位置し、1988 年のスピタク地震では多数の死傷者及び甚大な経済被害が発生したほか、洪水、干ばつ、雹害、地すべり等も同国の開発上の災害リスクとして指摘されている。Global Facility for Disaster Reduction and Recovery（GFDRR）・世界銀行の災害リスクプロファイルにおいても、同国では洪水及び地震により、住民生活や経済活動に大きな影響が生じる可能性があるとされており、特に地震は、発生頻度は高くないものの、発生した場合の被害が大きい災害リスクとされ、大規模地震が発生した場合には、約 90 億米ドル相当の経済活動及び人口の 2/3 にも及ぶ約 200 万人に影響が及ぶ可能性があると推定される。

アルメニア政府は、災害リスク管理を重要政策課題として位置付けており、2023 年には「災害リスク管理戦略 2023-2030」及び同アクションプラン案について政府内で検討が行われた。同戦略は、災害リスクの特定・評価、能力強化・モニタリング、災害対応、災害後の復旧等に焦点を当て、安全で強靭な国家の形成、災害リスク低減措置の実施、防災分野の技術システムの改善、人材育成等を目指している。 一方で、2025 年の同戦略の実施状況に係る政府内協議において、災害リスク評価・指標化、災害後復旧、都市開発への防災要件の反映、地域・公共機関における防災能力強化、早期警戒システム及び気象水文システムの改善等が課題として挙げられ今後の取組として示されている。

このような状況を踏まえ、有償資金協力（円借款）等に関する優良案件の発掘・形成・実施を行うことで、アルメニアとの防災分野における協力を進める余地があると考えられる。本調査はアルメニアでの開発政策借款（DPL）の形成ならびに、災害対策インフラ整備（プロジェクト型円借款）の形成を念頭に、同国の防災分野の現状把握と情報収集を行い、課題及び優先的に対応すべき事項を整理する。

第２条 調査の目的と範囲

（１）調査の目的

本調査はアルメニアの防災分野（主に地すべり、地震、洪水）に関する基礎情報やアルメニア政府の支援ニーズに関する情報の収集・整理等を行い、新規円借款案件等の形成に向けた政策アクション（案）及び候補案件の提案を行うもの。

（２）調査の範囲

コンサルタントは、上記「第２条（１）調査の目的」を達成するために、「第３条 実施方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「第５条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第６条 報告書等」に示す報告書等を発注者に提出するものである。

第３条 調査実施にかかる留意事項

（１）新規案件検討に向けた関係者との密接な連携

本調査実施後の新規の円借款案件の形成時には、日本政府・ＪＩＣＡの協力方針及び先方政府の支援ニーズが合致し、アルメニア政府より正式な要請を受ける必要があることから、調査段階から日本政府・ＪＩＣＡ側の方針、ならびに、アルメニア側関係者の意向・支援ニーズを十分に把握することが必要である。そのため、本調査の実施に当たっては、関係者との密接なコミュニケーション及び連携に留意すること。

（２）日本政府戦略との整合性

本調査実施後の新規の円借款案件の形成に当たっては、日本政府による対アルメニア開発協力方針、日本成長戦略（防災・国土強靭化）、経済安全保障政策やインフラシステム海外展開戦略 2030 等の上位政策を参照し、提案内容がこれらに合致するよう留意すること。

（３）JICA 方針との整合性

本調査実施後の円借款の検討に当たっては、上記（２）に加え、JICA Global Agenda との整合性に留意すること。

また、円借款事業の形成可能性を検討する観点から、同国政府の対外借入計画における防災分野の案件の優先度、既存計画との整合性、事業実施体制、運営・維持管理体制、他ドナー支援との重複・連携可能性等を確認し、案件候補の具体化に必要な情

報を整理すること。なお、円借款を主要な出口とするが、技術協力（プロジェクト、専門家派遣、課題別研修等）も、防災投資を促進する円借款の効果の最大化に資することを前提に検討可能とする。

（４）JICA の過去の技術協力プロジェクトの成果の最大化

本調査の実施にあたっては、JICA が過去に実施した防災分野の協力成果を活かした提案を検討すること。特に、「アルメニア国地すべり災害対策・管理計画調査」（2015～2017、非常事態省）及び、「アルメニア国地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト」（2010～2012 年、非常事態省）の成果を活かすことが期待される。

具体的には、「アルメニア国地すべり災害対策・管理計画調査」（2015～2017、非常事態省）において整備または提言された①地すべり分布図・台帳・対策優先順位に基づく災害リスク軽減対策、②地すべり関連技術のガイドラインや法令・省令（案）、③地すべり災害のモニタリング・事前対策・応急対策・恒久対策のための組織・制度の枠組につき、現状を確認し、更なる活用・更新等を通じたアルメニアの防災能力の強化に資する政策アクション（案）やインフラ案件を検討・提案すること。

加えて、「アルメニア国地震リスク評価・防災計画策定プロジェクト」（2010～2012 年、非常事態省）において整備された①エレバン市の地震ハザード・リスクマップ、②エレバン市地震防災対策計画につき、現状を確認し、更なる活用・更新を通じたアルメニアの防災能力の強化に資する政策アクション（案）やインフラ案件を検討・提案すること。

（５）調査対象の災害種について

本調査では、アルメニアにおいて人的・経済的被害及び重要インフラ（道路・学校・病院等）への影響が大きいと考えられる地すべり、地震、洪水を主要な調査対象とする。災害種ごとにその発生頻度及び被害規模、過去の人的・経済的被害、人口・経済活動及び重要インフラへの影響、政府の政策上の優先度、既存の対策状況、関係機関の実施体制並びに JICA 及び他ドナーの支援実績を整理・比較し、その上で、アルメニア政府及び関係機関との協議並びに現地踏査を通じて支援ニーズ及び案件形成の可能性を確認する。

（６）他ドナーからの情報収集

アルメニアの防災セクターでは他ドナーも支援を行っていることから、本調査では、他ドナーの支援実績（現在実施中の支援及び本調査と関係の深い終了済みの支援

を含む）について情報収集を行うこと。情報収集にあたっては、実績確認のみならず、実施機関及びドナーの担当者等を通じて、ドナー支援の教訓、今後の支援方針・新規案件形成の予定、及びJICAによる新規円借款案件等との重複有無・協調融資可能性を確認すること。なお、JICAは特に開発政策借款（DPL）に関し、世界銀行やアジア開発銀行との協調融資を前向きに検討する方針である点に留意すること。想定するヒアリング対象は、世界銀行、アジア開発銀行、EU等とする。

（7）日本の知見の積極検討

本調査では、政策アクション（案）や各インフラ候補案件の提案にあたっては、上記（2）に上げる日本政府の戦略も考慮し、防災分野に関する知見を有する国内の大学、研究機関、行政機関及び民間企業等からも情報収集し、日本の技術や知見を活かす、あるいは海外展開をあと押しすることを積極的に検討する。

第４条　調査の内容

【第一次国内作業】

（1）インセプション・レポートの作成

・ インセプション・レポートの作成を行い、ドラフト版の JICA 確認を経た上で提出する。

（2） 計画・制度等にかかる机上調査・課題分析

・ アルメニア政府の公開情報、国際機関・他ドナー等の公開資料等より、アルメニアにおける防災分野の各種政策、法制度、組織体制、戦略・計画及び予算状況・執行体制をはじめとする全体像を確認・整理する。さらに、地すべり、地震、洪水の主要災害リスクに関する、それぞれの政策・制度・体制・予算状況等の現況と課題を整理する。地震対策については、建築基準等の耐震性に関する法制度及び技術基準の有無・内容に加え、遵守状況及び実効性を担保する仕組み等を確認する。

・机上調査を受け、第一次現地調査にかかる質問・調査項目等を整理する。

・上記レビューに加えて以下の項目を中心に現状整理・課題分析を行い、検討する。

（3）現地調査対象候補の整理

上記（2）を活用して、現地調査において重点的に調査すべき災害種、地域、重要インフラ、及び関係機関を整理する。対象候補の整理にあたっては、災害リスクの大きさ、人的・経済的被害の可能性、重要インフラへの影響、アルメニア政府の優先

度、既存計画との整合性、関係機関の実施体制・能力、他ドナー支援との連携可能性、日本の知見や技術の活用可否等を考慮する。

（４）第一次現地調査計画のとりまとめ

上記（１）～（３）を受けた第一次現地調査の計画を取りまとめ、JICA と協議し、最終化する。

【第一次現地調査】

（５）アルメニア政府及び関係機関へのヒアリング

・第一次現地調査の計画について、JICA 拠点同席のもと、現地大使館へ説明を行う。

・第一次国内作業で整理した災害種、地域等に対して政府及び関係機関にヒアリングを行ない情報収集する。

・アルメニア政府との協議や提供される資料等を通じ、災害リスクが高いと想定される地域、地すべり・地震・洪水などの被害想定地域、及び過去に被害が発生した地域について、災害発生履歴、被害状況、既存対策の有無、インフラの老朽化・脆弱性、維持管理状況、住民生活・経済活動への影響、災害時のアクセス・避難・復旧上の課題等につき、確認する。

・地すべり・洪水については、気候変動及び将来的な開発動向を踏まえた災害リスク、将来の降雨量等の変化による災害リスクの増大可能性に係る情報を収集・分析する。また、都市開発、住宅・産業開発、インフラ整備等が計画されている地域について、将来的な人口、資産及び経済活動の集積に伴う被害リスクの増大可能性を確認する。

・防災インフラ整備、早期警戒・観測体制、災害対応・復旧体制等について、円借款等による支援可能性を検討するための基礎情報を収集する。

・アルメニア政府・関係機関と協議をする際、防災分野に係る日本の知見を紹介しつつ、円借款による日本の協力への関心度合いや支援ニーズのある防災インフラや案件候補について、ヒアリングを行う。

（６）国際機関・他ドナーへのヒアリング

・世界銀行、アジア開発銀行、EU をはじめ、アルメニアにおいて防災分野の支援を行っている国際機関・他ドナーに対し、防災分野における支援実績、実施中案件、今後の支援方針や予定案件（概要：事業目的、コンポーネント、スケジュール、金額等含む）、過去案件の教訓等についてヒアリングを行う。

・情報収集にあたってはJICAによる新規案件との連携可能性についても検討する。特に開発政策借款（DPL）について、JICAは世界銀行やアジア開発銀行との協調融資を前向きに検討する方針である点に留意する。なお、各機関のスペシャリストがアルメニア在住でない場合は、第一回国内作業にオンライン会議を行うことも可とする。

【第二次国内作業】

（７）開発政策借款（DPL）に関する検討

・第1回現地調査の結果を踏まえ、特に地すべり・地震・洪水対策において、アルメニア政府・関係機関が直面する課題の解決や災害対応能力の強化に向けて必要と考えられる政策・制度面の改善事項、また、過去のJICAによる技プロの成果をさらに役立てるためのアクションにつき、整理する。

・上記整理結果を受け、優先的に取られるべき政策アクション（案）、それら政策アクションの目的、アクションを取る主体（実施体制（一つの機関とは限らない））、アクションの検証方法（何を持ってアクションが完了したと評価するか。適切な場合には、基準値や目標値（案）も必要となる）について検討する。

・上記の検討結果をJICAに提案し、協議する。（協議は複数回行うことが想定される（メールベース、オンライン会議での実施可））

・アルメニア政府により政策アクション（案）が取られるために、専門家の派遣、技術協力プロジェクト等の日本の技術支援が必要であると考えられる場合には、その内容も併せて提案すること。

（８）災害対策インフラ整備事業の候補案件に関する検討

・第一次現地調査の結果を踏まえ、特に地すべり・地震・洪水対策において、災害種ごとに、優先的に対応すべき地域やその理由、主な課題、及び候補案件を整理する。

・候補案件の検討にあたっては、災害発生時に推定される人的・経済的インパクト、アルメニア政府の優先度とその理由、実施機関の体制や能力（公共事業を実施した実績や維持管理の状況（技術・体制・予算））、環境社会配慮面の影響度合いを考慮する。アルメニア政府の優先度については、実施機関にとっての優先度のみならず、対外借入を司る財務省の意向・優先度も確認する必要がある点に留意する。

・第二次現地調査での更なる検討に向け、以下（９）も踏まえ、整理・検討結果をJICAと協議し、第二次現地調査での質問・調査項目を検討する。

（９）国内機関・企業との意見交換

・第一次現地調査の結果及び上記（７）、（８）で整理した候補案件について、防災分野に関する知見を有する国内の大学、研究機関、行政機関及び民間企業等との意見交換を行なう。

・上記国内機関等との意見交換を踏まえ、日本政府の各種海外展開戦略に沿った日本の技術・知見の適用可能性を検討する。その際、アルメニアへの導入課題及び必要な追加調査事項等を確認し、その結果を第二次現地調査における確認事項として整理するとともに、候補案件の具体化に活用する。

（10）インテリム・レポートの作成

・インテリム・レポートの作成を行い、ドラフト版の JICA 確認を経た上で提出する。

【第二次現地調査】

（11）インテリム・レポートの説明

・インテリム・レポートの内容を現地事務所の同席のもと、大使館へ説明する。

・インテリム・レポートの内容を、アルメニア政府・関係機関へ説明する。

（12）候補分野・重点地域における詳細確認

・第二次国内作業で整理した重点政策課題や候補案件について、現地関係機関と協議を行いながら、新規円借款案件の候補となりうる支援内容（開発政策借款並びにインフラ整備（プロジェクト型借款）をより具体化する。

・開発政策借款（DPL）については、上記（7）で JICA と協議した政策アクション（案）についてアルメニア政府の関係機関と協議し、それらのアクションの妥当性・実現性について意見交換し検討したうえで、提案内容を調整する。

・他ドナー（特に世界銀行やアジア開発銀行）と協議を行い、両行の開発政策借款（DPL）の進捗状況等について情報収集するとともに、JICA の本調査状況を共有する。

・災害対策インフラ整備事業の候補案件については、上記（8）で JICA と協議した候補案件についてアルメニア政府の関係機関と協議し、それらに対するニーズ、日本の技術・知見に対する関心度合いや適用可能性について確認する。日本技術の適用可能性については、アルメニア政府の基準（耐震基準等）と合致しないリスクも考えられることから、この点に留意すること。

【第三次国内作業】

（13）ドラフト・ファイナル・レポートの作成

・ドラフト・ファイナル・レポートの作成を行い、ドラフト版の JICA 確認を経た上で提出する。

（14）ファイナル・レポートの作成

・ ファイナル・レポートの作成を行い、ドラフト版の JICA 確認を経た上で提出する。

第５条　 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、成果品はインテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、下記部数は発注者へ提出する部数とし、その他現地での説明に必要な部数は別途コンサルタントが準備するものとする。

（１）調査報告書

１）インセプション・レポート（IC/R）

提出時期：2026 年 12 月　21 日

部 数：電子データのみ（日本語、英語）

２）インテリム・レポート（IT/R） ※支援概要案を含む

提出時期：2027 年 3 月 15 日

部数：電子データのみ（日本語・英語）

３）ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R） ※支援概要案を含む

提出時期：2027 年 5 月 20 日

部数：電子データのみ（日本語・英語）

４）ファイナル・レポート（F/R）

提出時期：契約履行期間の末日

部 数：電子データ（日本語・英語）

電子データ形式（CD-R）（日本語、英語）を各言語 3 部（計 6 部）。

（2）その他の報告書類

1）業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後 10 営業日以内

部数：電子データのみ（日本語）

2）面談録

記載事項：関係機関との面談を実施した際の議論の要旨。

提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出。

部数：F/R 提出時は F/R に添付する。

（3）報告書の仕様

報告書については原則として電子データのみを作成することとする。なお、各種報告書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の電子仕様を参照すること。

（4）収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で提出すること。

（5）報告書作成にあたっての留意点

1） 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。また、英文等の外国語についてもネイティブスピーカーなどによるチェックを十分に行い、読みやすいものとすること。

2） 報告書が特に分冊方式になる場合は、本編と例えばデータの根拠との照合が簡易に行えるように工夫を施すこと。

３） 先方政府との説明・協議にかかる議事録は、報告書に添付して提出する。その他、発注者が必要と認め、提出を求めたものについても提出すること。

第６条　「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
（技術提案書の重要な評価部分）

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章「２．技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	防災インフラによるリスク削減に必要な政策アクション案選定手法	第３条　調査の目的と範囲 （1）調査の目的
2	国内機関関係者、国内民間企業や団体等の活用方法	第４条　調査実施のかかる留意事項 （7）日本の知見の積検討
3	災害リスク及び事業効果を踏まえた防災インフラ整備事業の候補案件の選定方法	第５条　調査内容 （８）災害対策インフラ整備事業の候補案件に関する検討

第３章　技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第２章　特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

１．技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

（１）業務の工程

「第２章　特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

（２）業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第２章　特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

（全体）７.６８人月

（現地渡航回数：延べ６回）

※　現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご留意ください。

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙３ 技術提案書評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

また、評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：（業務主任者／〇〇　格付の目安（２号)】

１） 対象国及び類似地域：アルメニア共和国及び中央アジア・コーカサス地域

２） 語学能力：英語

（４）現地再委託

本件での想定はありません。

（５）配付資料／公開資料等

１）公開資料

- 「アルメニア国地すべり災害対策・管理計画調査」最終報告
  https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/11834645.pdf
- 「アルメニア国 地震リスク評価・防災計画策定 プロジェクト ファイナルレポート 第Ⅰ巻 要 約」
  https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008235.html

（６）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（アルメニア語⇔英語／日本語） アルメニア政府及び関係機関等との間では英語可ですが、コミュニティレベルのコミュニケーションはアルメニア語を想定しています。	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（７）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ジョージア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡

を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

２．技術提案書作成上の留意点

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。
（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）
具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

類似業務：防災分野における基礎情報収集確認調査、防災分野における協力準備調査（有償）

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画」は不要です。なお、様式４－４の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「Ⅰ．１．プロポーザルに記載されるべき事項」の「（２）業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

４）その他

相手国政府又は JICA（JICA の現地事務所を含む。）からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

（３）業務従事予定者の経験・能力等

評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

３．　経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。
（URL： https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（１）本案件に係る業務量の目途

上記１.（２）に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

（２）別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第１章　入札の手続き」の「６.（２）提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

（３）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（４）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙２：報告書目次（案）
別紙３：技術提案書評価配点表

別紙2

報告書　目次(案)

本目次案は発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。当目次(案)と大きく異なる章立てとすることが望ましい場合、JICA と適宜協議を行うものとする。また、各目次項目における比重の置き方についても、JICA と適宜協議を行うものとする。

調査要約

地図

写真集

Ⅰ.調査の概要

（１） 調査の背景

（２） 調査方法

（３） 調査の概要

（４） 調査団と調査工程

（５） 調査結果の概略

Ⅱ.アルメニアの概況及び防災分野の現状

（１） アルメニアの自然条件及び災害リスクの概況

（２） 防災分野における既存データの概要

（３） 防災政策及び法制度

（４） 防災行政及び実施体制

（５） 他ドナーの支援状況

Ⅲ.地すべりの災害リスク及び対策の現状

（１） 地すべり災害リスクの把握・評価

（２） 地すべり対策に係る政策・制度及び実施体制

（３） 地すべり分野の主要課題

（４） 他ドナーの支援状況

Ⅳ.地震災害リスク及び現状

（１） 地震災害リスクの把握・評価

（２） 地震対策に係る政策・制度及び実施体制

（３） 地震分野の主要課題
（４） 他ドナーの支援状況

Ⅴ洪水災害リスク及び現状
（１） 洪水災害リスクの把握・評価
（２） 洪水対策に係る政策・制度及び実施体制
（３） 洪水分野の主要課題
（４） 他ドナーの支援状況

Ⅵ. 開発政策借款（DPL）の政策マトリクス案に係る提案
（１） DPL の支援の方向性
（２） アルメニア政府の意向及び優先度
（３） 日本の知見の活用可能性

Ⅶ. 災害対策インフラ整備事業の候補案件提案
（１） 候補案件の選定方法
（２） 候補案件概要
（３） 日本の知見の活用可能性
（４） 候補案件の評価及び比較

Ⅷ. 今後の協力の方向性及び提言
（１） 案件形成に向けた今後のロードマップ

以　上

別紙３

技術提案書評価配点表

評　価　項　目	配　点
１．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**（10）**
（１）類似業務の経験	6
（２）業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3
イ）ワークライフバランス認定	1
２．業務の実施方針等	**（70）**
（１）業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
（２）作業計画等	(5)
ア）要員計画	－
イ）作業計画	5
３．業務従事予定者の経験・能力	**（20）**
（１）業務主任者の経験・能力	**（20）**
１）業務主任者の経験・能力：　業務主任者／〇〇	**（20）**
ア）類似業務等の経験	10
イ）業務主任者等としての経験	4
ウ）語学力	4
エ）その他学位、資格等	2